福祉文教常任委員会会議録

令和4年12月7日

忠 岡 町 議 会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和4年12月7日(水)午前9時58分開会 場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉	文教常任委	前川	和也	
	IJ	副委員長	三宅	良矢
	IJ	委員	河瀬	成利
	IJ	委員	小島み	シゆき
	IJ	委員	是枝	綾子
	IJ	委員	勝元申	自佳子
議長 (オブザーバー)			和田	善臣

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原	健士	副 町 長	井上	智宏
教育長	富本	正昭	町長公室長	立花	武彦
秘書人事課長	中定	昭博	財政課長	岩佐	式人
健康福祉部長	泉元	喜則	健康こども課長	谷野	彰俊
高齢介護課長	武藤	優子	地域福祉課長	藤原	直臣
保険課長	泉	亜希	教育部長	二重	幸生
教育部理事兼学校教育課長			生涯学習課長	畑中	孝昭
	石本	秀樹	教育みらい課長	森野	英三
教育みらい課参事	道口	康子	学校教育課参事	三好	泰隆
学校教育課参事	吉安	渉			

1. 本議会の職員

 事務局長
 柏原
 憲一

 主
 査
 酒井
 宇紀

 主
 査
 岩間早百合

委員長(前川和也議員)

ちょっと定刻より前ですけども、皆さんおそろいで、準備もできているということですので、始めさせていただきます。

改めまして、おはようございます。ご多忙のところご参集くださいまして、ありがとう ございます。

ただいまから福祉文教常任委員会を開会いたします。

(「午前9時58分」開会)

委員長(前川和也議員)

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

また、本日の出席委員は、全員ですので、委員会は成立しております。

委員長(前川和也議員)

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、8番・是枝委員を指名いたします。

委員長(前川和也議員)

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。町長。

町長 (杉原健士町長)

改めまして、おはようございます。福祉文教常任委員会、早朝よりご参集ありがとうご ざいます。

さて、昨日、民生委員の定例会並びに懇親会がございまして、不足していた委員さんのところも埋めることができまして、新人さん、またご勇退される方々と懇親を深めてまいりました。というのも、3日、4日ほど前の新聞ですかね、全国的に民生委員のなり手不足というんですか、少子・高齢化によってなり手不足、全国的にもそういうことが起こっているという記事が載っていました。

というのも、人間の希薄化というのか、地域にお世話する方々のハートがなくなってきてるというんか、やっぱり少子・高齢化で1つの家族が分散しているというんですか、地域に根差したくないんじゃなくて、なかなかそういうことをやりたがらないというんですか、そういうのが全国的になっているというようなことが載ってました。その中において、本町、おかげさまでうまいこと新人の約7名ぐらいの方が見つかりまして、安心しているところでございます。そういう面も踏まえて、忠岡町もこの福祉の問題、また教育の問題に携わっていただいているそういう住民の皆様方とともに前進してまいりたいと思っ

ておるところでございます。

今日の案件、少ないですけれども、どうぞご審議のほどお願いいたしまして、開会のご 挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

ありがとうございました。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、議案書に基づき、議事を進めてまいります。

説明される方は、ページ数を言ってからご説明をお願いいたします。

また、発言の際は、「委員長」と言っていただき、私が指名してから発言していただき ますようよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

それでは、まいります。案件1 令和4年第4回忠岡町議会定例会付託案件についてを 議題といたします。

委員長(前川和也議員)

まず初めに、議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部 改正についてを、担当課より説明を求めます。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

議案書の69ページをお願いいたします。議案第58号、忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、ご説明させていただきます。お手元に配布しております資料の議案第58号地域福祉課・健康こども課資料1をご覧ください。

条例改正の背景としまして、大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正 されました。それに伴い、本町の重度障害者等の医療費の助成に関する条例、子ども医療 費の助成に関する条例、ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例をそれぞれ一部改正す るものであります。

改正内容につきましては、これまでは生活保護法による被保護者(停止中のものを含む)を医療費助成の対象外としてきましたが、医療扶助を現に受けていない停止中の者を対象とするふうに改正されました。改正による影響は本町にはほとんど少ないというふうになっています。

次の地域福祉課資料 2、並びに健康こども課資料 2、3につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

何点かお聞きします。これね、該当者がほとんどいないため影響は少ないということで頂いた資料にも書かれてるんですけども、ゼロじゃないんですよね。だから、施行日が4月やから来年度の当初予算で取ってるんやと思うんですけど、まず増額、幾らぐらいになるのかというところと、あと財源は一般財源なのか、その分、何か削ったりとかしてるんですかとかいう、そこら辺のことをお聞きしたいんですけど。府からもう完全にこの分は財源が下りてくるんかとか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいんですけど。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

健康こども課所管の分につきましては、ひとり親家庭医療と子ども医療になります。現状、令和4年度現在におきましては、11月末現在、これに該当する方については、どちらの医療におきましてもございません。令和3年度におきまして、ひとり親医療のほうで1件、この生保が停止になったという方が該当者があったということであります。で、地域福祉課所管の重度障害者医療につきましても、件数はないという形になっております。

全ての医療におきましては、府の今回、条例改正の背景に挙げさせていただいておりますように、補助金要綱が、府の要綱がございます。特に主は扶助費、医療費になってくるかと思います。この分につきましては2分の1の補助が、特にひとり親の方につきましてはございます。それで、子ども医療につきましては、該当者がいた場合は、府は就学前までというところでございますので、その分につきましては府の補助金要綱に半分、2分の1負担がある。新子育て交付金という府の負担金もございます。その分につきましては年齢関係なく、ある一定補助を頂いているところでございます。

件数がそんなにないというところもございますので、この条例改正による予算を上積み しているかというところについては、特にございません。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

今のでよく分かれへんかったんですけど、ひとり親家庭の分は該当1人というか、1件あったけども、今はもうないということですか。そこら辺、分かれへんのと、あとその分、例えば1人というか1件あったらどれぐらい増額になるんかとか、その額、どんなものなんか、教えていただけますか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

令和3年度に1件ありましたひとり親家庭医療の該当する方につきましては、やはり収入がちょっと出てきたというところで、事故による損害賠償の保険金が数か月あったというところで、その後また医療の対象になっていると。この分はどういう方が該当するかというのはいろいろあるかと思うんですけども、生保がそのまま停止、停止から廃止という形になりますと、当然医療で見ていかないといけないというところがございますので。主に医療扶助、医療費の市町村の負担というところになりますので、この該当する方がどういう形で、どの月に医療にかかっているかという、こちらで医療を与えているときにかかってるかという部分につきましての金額というのは、ちょっと1つずつはじき出すということは不可能ですので、現にこの方が医療をその間使ったかとかいうところは確認することはできません。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

それやったら、その都度発生したらというか、該当者が出たら、町が、これ府が2分の1か、何か負担することになってるんでしょう。じゃあ残りの半分、町が賄うわけじゃないですか。その分の町が負担する予算というのは、その都度補正予算とか上げてくるという形になるんですか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

通常の一般に医療扶助を受けている医療費対象の方と同じような形で、生活保護が仮に そういう形で停止ということになりますと、当然、認定は大阪府の子ども家庭センターに なってくると思いますので、この分については忠岡町のそれぞれの医療担当のほうで手続 をという形のご案内になってくるかと思いますので、特にこういう方が出てきたからとい うことで補正対応しないといけないということは、全体的の中にこの1件分が入ってくる ような形のイメージというたらいいんですかね。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、取り立ててこの何か該当がいたから、特別その枠で何か助成金というか、何か 負担しますよということじゃないということですね。分かりました。

あとね、今、3本あるうちの子ども医療費とひとり親家庭の説明があったんですけど、 重度障害者の分はどうなるんですか。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

内容的にはそうなんですけど、対象者がそもそもね、重度障害者の医療ということで、本町の場合であれば身体障害者の1・2級の者、重度知的障害者、精神障害者保健1級とか、そういった形で対象者がなってます。財源構成につきましても、今、谷野課長のほうからおっしゃってた府2分の1の負担ということで、残りの2分の1は町村です。

以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃ、扱いはほかの2本と同じということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長(前川和也議員)

ほかにご質疑ある方。是枝委員、どうぞ。

委員(是枝綾子議員)

先ほど、影響があった方というのが、ひとり親家庭では令和3年、1件あったということですが、重度障害者医療のほうは、ここ最近ですね、影響のあった方はあったんでしょうか。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

ここ過去二、三年見ましたけど、ありませんでした。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そうですね、生活保護の被保護者の方が停止ということになっている間は、健康保険、まず国保、後期高齢者、様々な保険に加入しなければいけないということになるということで、そういう医療証、保険証を持って、保険料も払っておきながら、払わないといけないのに、こういったその医療費助成が受けられないということは、やっぱりその方の不利益になるということですので、これはもっと早くに大阪府も整備すべきことであったというふうに思います。

ということで、以前にはね、そういう方、該当する方がほとんどいなかったということでありますので、これが施行がいつからですか、4月1日からですね。まだ数か月ございますけれども、その間の方というのは、こういうふうな状況になったときにまだ受けられないということになるということで、大変気の毒だなというふうに思いますが、その方の救済については何らかのやっぱり配慮ですね、そっちもですね、していただきたいなということは要望したいと思います。

あと、これは施行されたら、ご本人さんというんですかね、該当者の方とかにどのよう に周知がされるのか。手続が自動的に行われるのかということについてちょっとお聞きし たいんですけれども。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

そうですね、今日のこの条例が採択されますと、我々のほうから、もちろん大阪府のほうからも通知があるかとは思うんですけど、まずできるところというのは、岸和田子ども家庭センターと連携を取って、こういった方に含まれる方については、各保険のほうに手続してくださいという案内を送るような形での連絡調整になるかと思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

支給停止で保険に入ってくださいねというのは当然されるんですが、そのときにこういった医療扶助も受けられますよと、ごめんなさい、医療費窓口負担の助成が受けられますよということは一緒に子ども家庭センターが言ってくれるということなんですね。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

そういうふうな形で取り組んでいきたいと思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

周知徹底、また窓口での対応というかね、保険証、医療保険のほうの手続をした際に、 その辺りは窓口の担当課のほうできちんとこういう手続もしていただけるということです ね、忠岡町のほうとしては。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

そうですね、該当する方については、そういった対応をしていきたいというふうに考え ております。

委員(是枝綾子議員)

よろしくお願いします。

委員長(前川和也議員)

いいですか。ほかにご質疑、どうでしょうか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(前川和也議員)

続いて、討論を行います。討論はございませんでしょうか。

では、賛成討論でお願いします。

委員(是枝綾子議員)

本条例改正については、賛成ということで意見を表明いたします。

施行日が来年の4月1日からということでありますので、それまでの3か月間以上ですね、空白ということになるわけで、その間に対象者が出た場合についても何らかの措置を 忠岡町独自ででもしていただけるように要望したいということは意見として添えておきま す。よろしくお願いします。

委員長(前川和也議員)

他に、討論はございませんか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(前川和也議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

委員長(前川和也議員)

続きまして、議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について を、本常任委員会に係る部分についてのみ担当課より説明を求めます。

教育みらい課 (森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課 (森野英三課長)

それでは、議案書の73ページをご覧ください。議案第59号、令和4年度忠岡町一般 会計補正予算(第7号)について、ご説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,946万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億9,227万6,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

79ページをご覧ください。福祉文教に関連するもののみ読み上げをさせていただきます。

まず、歳入で第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で、補正額2,066万2,000円は、自立支援給付事業負担金でございます。第2項国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金で、補正額575万円は、子ども・子育て支援交付金ほかでございます。第3目 衛生費国庫補助金で、補正額987万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。第9目 教育費国庫補助金で、補正額37万7,000円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。

次ページに参りまして、第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費負担金で、補正額1,033万1,000円は、自立支援給付事業負担金でございます。第2項 府補助金、第2目 民生費補助金で、補正額106万6,000円は、子ども・子育て支援交付金ほかでございます。第3目 衛生費補助金で、補正額322万9,000円は、インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金でございます。

次ページに参りまして、第20款 諸収入、第4項、第1目 雑入で、補正額1,55 5万6,000円は、後期高齢者医療保険定率負担金精算金ほかでございます。

次に、歳出でございますが、人件費を計上している各費目において、職員の人事異動等 に伴う調整額を計上しております。人件費補正についての説明は省略をさせていただきま す。

88ページ、お願いいたします。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費で、国民健康保険基盤安定繰出金13万9,000円の計上、及び事務費等繰出金の財源更正。次ページに参りまして、第2目 生涯福祉費で、補正額4,132万4,000円は、介護給付訓練等給付費でございます。第3目 高齢者福祉費で、減額補正額475万7,000円は、介護保険事業補助金の交付確定に伴う介護保険特別会計事務費繰出金の減額でございます。第5目 老人医療助成費で、補正額9,000円は、老人医療費助成事業費補助金精算返還金でございます。

次ページに参りまして、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費で、補正額32万2,000円は、次世代育成支援対策施設整備交付金精算返還金ほかでございます。次ページに参りまして、第2目 児童福祉施設費で、感染症対策消耗品代50万円、認定こども園運営補助金270万円、民間認定こども園保育士等処遇改善臨時交付金444万1,000円の計上となっております。

93ページ、お願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健 センター費で、インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業に係る経費524万2,0 00円の計上。次ページに参りまして、感染症予防事業費等補助金精算返還金ほか2,0 89万2,000円の計上でございます。次ページに参りまして、第6目 新型コロナウ イルスワクチン接種事業費で、補正額987万6,000円は、新型コロナウイルスワク チン接種関連経費でございます。 102ページ、お願いいたします。第10款 教育費、第4項、第1目 幼稚園費で、子育てのための施設等利用給付費負担金精算返還金7,000円の計上でございます。

104ページ、お願いいたします。第5項 社会教育費、第2目 留守家庭児童学級費で、補正額21万6,000円は、子ども・子育て支援交付金放課後児童健全育成事業費補助金精算返還金ほかでございます。第3目 町民運動場費で、補正額24万6,000円は、上水道使用料ほかでございます。第4目 文化会館費で、補正額165万円は、ガス使用料でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、順番に聞いていきます。この配布資料のほうでちょっと見て、こっちも見ながらちょっと聞きたいんですけど、まずね、最初のナンバー4の介護給付訓練等給付費の増額分ですね。これ自立支援の給付事業の分なんですけど、これは単純に制度が変わったからということでいいんですか。法改正があったからとか。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

そうですね、そもそも介護給付費訓練等給付費というふうな形で分かれてまして、そこに至るサービスの種類については細かく30項目以上あるんですけど、そこが軒並み利用者が増えていると。特にそのサービスの種類の中でも就労支援B型というところが昨年に比べて特に目立つかなというふうなところで、今回は全体的に利用者が増えたというところで増額にさせていただいてます。

以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

これの補助の分ですけど、一応国と府が、国2分の1、府4分の1、負担してくれてるんですけど、その4分の1、町が持つでしょう。で、一般財源で1,000万ちょい上が

ってるんですけど、この一般財源のここの財源の捻出の仕方というか、これはどこからど う持ってきているというか。町負担分、この1,000万ちょいというのは。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

町単独分でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

町単独のこの1,033万ね、一般財源で出してるでしょう。これって、どこかで何かを削ってこれを捻出したかとか、単純に町の予備費というか、空いてるところで賄ったんですかと。忠岡町にこんだけ余ってるというか、余裕があるんですかという、そこの感覚なんですけど、単純に。そんな余裕あるのと。捻出、1,000万ちょいもさらっと出せるだけの余裕、忠岡町の財政にあるんですかという単純な疑問。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

一応、今回補正予算を上げてる中で、恐らくその辺りがあるということで、上げさせて いただいてるんです。あるかないかと言われたら、あるんでしょうね。

委員 (勝元由佳子議員)

まあまあ、なかったらつけられへんけど、どうやって捻出したんかなと、そこの疑問だけやったんです。逆に、これ制度が変わったからって簡単につけれるんやったら、こんな1,000万単位でお金つけれるんやったら、何かほかのいろんな数十万、数百万単位の事業もお金、出せるんと違うのと普通に思ってしまったから聞いたんですけど。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

ちょっと財政的なところはあれなんですけど、もちろん当初、予算という形で組ましていただきまして、税収云々というのもその都度入ってくるかと思うんです。そこと調整しながら、今回歳出の部分で、財政的にもここは組めるということで、今回補正予算を上げさせていただいてるという状況でございます。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

どうぞ、立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

扶助費の部分なので、必ず出さなあきませんので、あるかどうかは別として、出すものは出さないといけないと。町財政の分で、税収とかを見て、なければ基金を取り崩してと、そういう財政運営をしていきますので、よろしくお願いします。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこのね、絶対これ出さなあかんやつじゃないですか。そこで捻出してるから、何か基金取崩しとか、そういう対応したんかなと思ったんです。そこら辺、別にでも基金を取り崩したとか上がってへんから。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

基金のほうは取り崩しておりません。

委員 (勝元由佳子議員)

ないですね。それ以外で。分かりました。いいです。委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

では、ほかの項目の分で、次、行きます。

保育所等感染予防対策事業、ナンバー5のね、これなんですけど、これも補助が国が2分の1、府半分ということで、国・府で全額賄ってくれる補助率になってるんですけど、 忠岡町一般財源で半分出してるでしょう。何でと思ったんですけど。

教育みらい課(森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

こちらにつきましては、保育対策総合支援事業費を活用しておりまして、需用費の分で国の分で2分の1、負担金、補助金及び交付金のほうで府の2分の1が適用されますので、需用費の50万に対しての2分の1が国、負担金のほうの100万円に対しての2分

の1というところで、残りの2分の1の合計75万円が町の一般財源となっております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。それぞれに半分持たなあかんということですね。

あとね、この国庫支出金、国のほうは公立を担当で、府のほうは民間事業者担当ということですよね。一応、国は25万円で、府のほうが25万掛ける2か所分で50万になってるんかなとか、その1か所当たり25万円で、掛ける施設数でくれてるのか、全然偶然たまたまこの数字、一致したのか、ちょっとそこら辺が分かれへんかったんですけど。

教育みらい課(森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課 (森野英三課長)

1施設当たり50万円となっておりますので、この需用費の50万円は町公立の保育所、東忠岡保育所分。負担金のほうの100万円は民間のこども園の2園分、50万、50万の合計100万円となっております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

では、公民関係なく1施設当たり同額を充ててるということですよね。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課 (森野英三課長)

そのとおりです。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

直接この感染症対策費じゃないんですが、この間もちょっと一般質問で言わしていただ

いて、民間のほうも税金、公費が投入されてますよねというところで、公立と同じ待遇を 受けてますでしょう。だから、民間の事業者さん、ここにも東忠岡保育所とチューリップ 保育園とピープルさんと3か所にこうやって同額補助を行うと、公費で割り当てるという ことになってるんですから、やっぱり民間さんへの対応といいますかね、公立並みに指導 というか求めていただきたいというところは要望させていただきます。

この事業はこれで置いときます。あと、すみません、続いて予算書、飛んで申し訳ないですけど、インフルエンザワクチンの定期接種緊急促進事業、資料のナンバー8のやつと、議案書の93ページかな。これ、上がってるんですけど、これも全額国負担にはなってるんですけど、内訳を見たらほぼ委託料ですよね。で、これ、我々住民がワクチンの実費負担分を全部公費で賄いましょうということなんですね。それで、一応何人で計算してるんかなと思ったんですけど、何人で計算してこの額になってるんですか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

この今回のインフルエンザのワクチンの定期接種緊急促進事業というのは、定期の予防接種に位置づけられてます基本65歳以上の高齢者の方に対する自己負担分、忠岡町のほうにおきましたら1,000円、自己負担していただいてるんですけども、それ以外の分につきましてはこちらが、町のほうが見てるというところの分でございます。

で、もともと定期接種ということですので、当初予算で高齢者の方の6割程度を接種ということで見込んで予算計上しております。今回、大阪府のほうでこの事業、府の支出金がございます。1,000円負担、通常毎年要る分がゼロという形になりますので、7割の接種を見込んでますので、10%追加で予算を計上してるというところでございます。

この分につきましては、もともと当初で組んでる6割の方の分の1,000円分も大阪 府が補助で見るというところでございますので、全体に接種された方、70%接種される であろうと思われる1,000円分と、追加で1割の医者に対する委託料というのが町負 担でございます。その分の10%の追加分を2つ乗せて、今回、予防接種委託料というと ころで予算を上げさせていただいてるところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

では、一応対象者の7割が来る予想ということですよね。で、そこで実際が過不足あっ

たとき、ちょっとお聞きしたいんですけど、7割予想より上回ったとき、もっと必要になったときどうするんかと、あと逆に来なかったときって、これだけの委託料分というか、払い過ぎという感じになると思うんですけど、その場合、どうなるんですか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委託料につきましては、お医者さんのほうから毎月、実績に基づいて請求がございます。住民さんはもともと自己負担1,000円、毎年払っていただいてたんですけども、今回、その請求、1,000円分がないので、その1,000円分上乗せした委託料として、今年度につきましては請求があるというところでございます。

2年前にもこの大阪府の事業がございまして、2年前の接種率は67.7%というところでございました。2年前が令和2年でございます。その前年の平成31年度は48.9%の接種率、これは府の補助がないときでございますので、約2割程度増えたというところでございますので、もともと予算が6割の接種という形で計上しておりますので、今回70%ということで10%上乗せして、今回補正させていただいてるというところでございます。

接種率が7割じゃなくて、仮に7割5分になったというところにございましては、保健 センターのほうの委託料、これ以外の予防接種委託料というのは、子どもの乳幼児の定期 の予防接種というのがほとんどでございますので、そこで何とか対応できるのかなという ところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、ちょっと質問の仕方が悪かったみたいで。増額は対応できるということでいいんですけど、その数が少なかったときに、今おっしゃってるのやったら、実績で払うわけじゃないですか、事後というかね。実際に少なかったら、これ、町のほうのお金、余るでしょう。それは府に返すかとか、そこら辺、聞きたかったんです。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

そこは、大阪府のほうにも実績に基づいて補助金申請するという形になりますので、過剰にもらったりとか不足になるというところはございません。あと、残りの分については、不用額という形で、全体の委託料の不用額という形で予算が残るという形でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

それやったら事後精算というか、実績が出てから請求を府に上げるという形なんですよね。やったら、それまで町が一旦負担しとくんですか。府からお金もらうまでの間、どうするんですか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

このインフルエンザの時期というのが10月から1月にかけてというところの接種になってきますので、こちらの事業としてやってる分が、65歳以上の高齢者のインフルエンザの予防接種につきましてはこの間にやっていただきたいという形の事業になっておりますので、今ここで補正を上げていただいて予算がつくまでの間というのは既に10月から始まってますので、その分につきましては既定予算のほうで全体的の予防接種委託料というのがございますので、そこで対応してるというところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、追いかけっこじゃないですけど、いずれ追いついてきて間に合うということなんですか。それならいいです。ありがとうございます。

あとですね、すみません、飛んで申し訳ないですけど、議案書の94ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金の返還金、出てますでしょう。これ、返すというのは何かお金が浮いたんですかという。何の分を返還するかって、ちょっとお聞きしたいんですけど。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

今回の精算返還金につきましては、ワクチン接種に関して体制確保補助金という、主に 役場のほうで集団接種を行っている事業であるとか、全体的にこのワクチン接種をする事 業に関するお金でありまして、対策費の精算返還金につきましては、こちらはお医者さん に支弁するほうのお金でございます。で、集団接種でこちらに来ていただいてる先生方、 医療関係者の報償費、個別の先生方のほうで接種していただいております委託料、この分 になってきます。

主に多いのは、この分、金額が大きいんですけども、ちょっと事業、令和3年、令和4年というのが主になんですけど、もともと上限額というのが示されましたので、事業を開始するに当たってどういう形になるのかというのが見えない部分がございましたので、大体どこの市町村も上限額を予算に計上するというところで対応されたところが多うございまして、本町におきましてもそういう形で全体的な上限額で予算を組まさせていただいたところでありまして、余っている部分というところにつきましては、いろんな委託料というのが当然発生してまいります。その分の費用が一番大きい金額になっているところです。その分につきましては、接種体制確保補助金というところになってまいります。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ありがとうございます。あともう1個、返還金でお伺いしたいのがあってですね、教育のほうなんですけど、議案書の留守家庭児童学級費、ありますでしょう、議案書の104ページか。これも国庫支出金の精算返還金で上がってるんですけど、そんなめっちゃ金額は大きくはないんですけど、何か該当するね、当初予算書を見たら該当するものがなかったんですけど、何の費用というか、何の事業でどんなことで浮いたというか、返還することになってるのか、聞きたいんですけど。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

留守家庭児童学級の返還金なんですけども、この分、留守家庭児童学級の事業に係る分の補助金になってまして、返還金が生じたのは、主に人件費が当初の申請よりも下回ったために返還金が生じたものでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

これね、人件費ですって今おっしゃってたんですけど、もともとその、じゃあそれなら 普通に予算書でいうたら人件費のところに入ってた分ということでいいですか。何か特 別、事業費かなと思ったんですけど、じゃないんですね。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

そのとおりでございます。人件費でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

ありがとうございます。委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

あと、ごめんなさい、ちょっと聞き忘れて、戻って申し訳ないんですけど、議案書の95ページのコロナワクチンの接種事業費の委託料の504万ちょいのところなんですけど、これ、臨時の保健師さんの人材派遣業務委託料になってるでしょう。これはもう人材派遣された保健師さんの給与も全部ひっくるめて入ってるということでいいんですか。その派遣というか、派遣会社に委託するんですよね。派遣会社がその保健師さんの臨時の方の給与も払ってくれる費用ということでいいんですか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。ありがとうございます。

あと。

委員長(前川和也議員)

勝元委員、まだ結構ありますか。

委員 (勝元由佳子議員)

もうあと1個。

委員長(前川和也議員)

1個、それなら最後に。

委員 (勝元由佳子議員)

飛んで、すみません。最後、104ページの町民グラウンドの費用ですけど、上下水道 費が上がってるんですけど、補正予算で。電力が価格高騰で補正は分かるんですけど、水 道代って、何か当初予算以上に水、何ですかという単純な質問ですけど。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

この分、補正させていただきましたのは、新浜にありますテニスコートに水道を引いて るんですけど、そこの水道が漏水したためで、ちょっと高額な費用が発生しましたので、 補正対応させていただきました。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、あまりよう分かれへんかったんですけど、老朽化して何で水道料が。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

すみません、漏水でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

漏水、すみません、分かりました。ありがとうございます。結構です。

委員長(前川和也議員)

ほかにご質問。是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

4点あります。まず1点目は、議案書で言いますと89ページですね。障がい福祉費の介護扶助、追加補正で4,132万4,000円に関してです。当初予算ではちょっと足りなくなったということで、利用される方が増えたということだと思いますが、ちょっと回数はカウントしにくいと思うので、実人数でどの程度前年度と比べて令和4年度は増えた状況になっているのかということをちょっとお教えいただきたいんですが。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

先ほど勝元議員の中でもちょっと説明させてもらいました。そうですね、そもそもその介護給付費・訓練等給付費というのがありまして、そこには様々なサービスの種類があります。30項目以上。軒並みやはり人数が増えているところが多いんですけど、目立ったところでいきますと、就労支援のB型ですね。ここにつきましては、昨年57人のところが、今現在であれば67人ということで、10名の就労支援B型の方が増えたというところが一番目立つとこやと考えております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。利用される方が10名増えて、それぞれやはり行かれる回数もね、コロナのことがちょっと大分落ち着いてきているということで、利用者もやはり増えてきていると思います。これは自宅に、家に引き籠もりになってしまっているという方々がいないように、どんどんとやっぱりそういったところを利用して、社会にそういう復帰できるようにということで、いいことだと思います。分かりました。

そしたら、今、就労継続支援B型の利用が増えているということですが、忠岡町内では 今現在、就労継続支援B型のところは何か所ありますでしょうか。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

4か所でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。これは前年度と比べて箇所数は増えていますか。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

藤原課長。

地域福祉課 (藤原直臣課長)

忠岡町においては以前も4か所です。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。先ほど、勝元委員の質問でも出ていらっしゃったんですけれども、これについては一応需用費というんですかね、扶助費やから需用費でやっぱり交付税として措置もされているということになっているのではないかと思いますが、その確認だけ、公室長さんいらっしゃるので、ちょっとその確認だけしたいんですけれども。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

需用費の算定の中に入っているということでございます。

委員(是枝綾子議員)

もう一遍言うてください。聞き取りにくかったので、すみません。

委員長(前川和也議員)

もう一度お願いします。

町長公室(立花武彦公室長)

交付税の算定の部分で入っております。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。交付税措置もされているということですね。分かりました。ありがとう ございます。

次に、2点目の質問なんですけれども、これは保育士の処遇改善についてであります。ページ数で言いますと、91ページのところですね。民間の認定こども園の保育士の処遇改善臨時特例交付金ということで支出をされております。民間の保育士の給料が非常に低いということで、3%、こちらの資料を見ますと3%程度改善ということで、これは半期分ですね。2月から9月まではもう既に支出されてますので、10月からの半年分ということで出ているんですが、これはお聞きすると、1か月、月大体9,000円に相当すると。保育士の給与が月9,000円アップに使われるという分であります。しかし、国からそのようにしか来てないので出しようがないと思うんですが、民間の保育士さんの給与は、一般のまあ言うたらOLの方と比べたら、OLの方が月30万円あったら、民間保育士は20万円ぐらいということで、10万ぐらい開きがあるということで、それを月9,000円埋めたから、ないよりはましですが、やはり全然改善というところにはなっていなくて、保育士不足の解消にはなかなかならないと思いますので、これはやはり国に向けて、これでは足らないということで、忠岡町のほうからも国に要望もしていただきたいと思います。

これでちょっと、要望していただきたいということが1つと、あと、来年度、これがあるのかどうかというところですね。これは今年はこういう形で来ましたけれども、来年度は保育に関しては公定価格というものを引き上げて、まあ言うたら診療報酬みたいなもので、医療で言うたらね。公定価格を引き上げて、そこにそういった人件費部分を入れていくということで、こういう形で目に見える形で来るものではないというふうに、ちょっと話として聞いたことがあるんですけれども、新年度からそういった、こういう形じゃなくて公定価格の引上げということで保育士の処遇改善というのが含まれることになるんでしょうか。その動向についてはどうなってますでしょうか。

教育みらい課(森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

まず、1点目の国等への要望につきましては、今後の国の動向も踏まえまして、またその状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の来年度以降の処遇改善についてなんですけども、委員お示しのとおり、今回の

特例交付金という部分は今回で終わりにはなるんですけども、公立分に関しては今後は交付税措置されるということで、民間分については施設型給付費に算入されるというところで確認をしております。公立の賃金はこの10月以降も引き続き継続といたしまして、民間のほうにおいても処遇改善で上げた賃金につきましては引き続き担保をされておるという理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。民間については施設型給付費ということで、その分増額にされるということでありますが、心配なのは施設型給付費として施設に入ったら、それが給与としてきちんと保育士のほうに支払われるかどうかということについては、なかなか分からないところということでありますので、そこについてはやはりこの福祉施設を監督するところですね、といったところの忠岡町として、そういったきちっと支払われるようにという措置というんですかね、それは施設側に対してはどのように求めていかれるでしょうか。

教育みらい課 (森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

先ほどの答弁とも内容は重複はしてくるんですけども、基本的には賃金として、今現在、処遇改善として上げたもので民間の保育士さんにも支給されているという認識をしております。ですので、こちらは引き続き施設型給付費に算入されていきますし、今後、支給に関して実績報告等々ございますので、その中で賃金に関して下げるということがもし仮にあったとしても、そこで内容としては把握できて、そこで指摘等は可能となっております。繰り返しになりますが、もう上げた分の賃金については担保されておるとは理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

施設の監督というところで、忠岡町は実績報告をもらっているということで見ていると いうことですので、引き続ききちっと支払われているかどうかということは監督していた だきたいと思います。

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

この保育士の処遇改善についてですが、町立の保育所の会計年度任用職員の処遇改善ですね。給与の引上げということについて、半期ですね、これまでの半期については4%引き上げられました、忠岡町。時給の分ですね。あと、この半年間の分は、この人件費の中にちょっと溶け込んでいるのでよく分からないんですが、3%改善されているというふうに聞いておりますが、会計年度任用職員、保育士のですね、時給が何ぼから何ぼになったと。忠岡町は低いと聞いてましたので、ちゃんと近隣よりも安いということはないのかどうかの確認をしたいんですが。お幾らでしょうか。

教育みらい課 (森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課 (森野英三課長)

保育士、幼稚園教諭のフルタイムの方の会計年度さんの時間単価なんですけども、処遇改善前は1,207円、こちらが1,301円となりました。こちらで94円増で、約7%アップしておるんですけども、こちらの中には処遇改善分の3%と、もともと近隣との比較検討というところで、町単独でベースアップをした分の4%、合わせて約7%アップしているという状況になっております。

保育士、幼稚園教諭の短時間の勤務の方なんですけど、こちらについては単価1,15 2円が1,186円で、34円増の約3%。看護師については、1,575円が1,62 6円、51円増で、こちらも約3%アップとなっております。よろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

会計年度任用職員、保育に関わる職員の時給を今ご回答いただきました。保育士に関してフルタイムの方は7%のアップということで、これでいきますと、1,301円というのは近隣の市や町と比べてどのような状況でしょうか。

教育みらい課 (森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課 (森野英三課長)

近隣と同等の基準の額となっております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。なかなか、時給が安いと来てくれないということにもなりますので、引き上げられたということで、引き続き処遇改善については町としても努力いただきたいと思います。ありがとうございます。

3点目ですけれども、3点目は93ページのところの保健センター費の予防接種の委託料に関してです。これはインフルエンザワクチンの大阪府が自己負担、本人負担ね、65歳以上の人のみですけど、自己負担の1,000円を大阪府が見ますということの部分が約330万円、ここに入っているということですが、忠岡町が予防接種に関して、インフルエンザのですね、に対して負担している額というものは幾らぐらいになりますでしょうか。

この補正予算に関しては、こちらの資料で出ておりますが、その442万じゃなく、こちらは524万2,000円ということで、事業費ですね、需用費とかいろいろなものが入ってということですが、524万円というのが今回出てるんですが、そのうち府が330万円ということで、残り約200万円が忠岡町だということですが、これだけ見ると、忠岡町は負担がそんなになくて、大阪府がしているように見えるんですが、実は当初予算で組まれてきた既定予算の中に入っているインフルエンザワクチンの負担、忠岡町が負担している部分が約700万円以上あるというふうに聞いているんですが、実際に予算として、この補正予算を含めて大阪府はわずか330万円、あと忠岡町は一体どのぐらいこのインフルエンザワクチンに対して負担をしているのかをちょっとお教えいただきたいんですが。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

当然、定期の予防接種というところになりますので、当初予算のほうで接種の委託料と

いうところで約690万、予算計上しております。当然ワクチンも必要になってくるので、そのワクチン代としまして約400万ということで、約1,100万、インフルエンザの分としては予算計上しているところでございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ワクチンで1,100万予算計上されている。ここには府の1,000円の部分の33 0万円は入っているんでしょうか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

今回、補正を上げさせていただいてる分につきましては、今回新たにというところがございますので、この今、先ほどご説明させていただいた2つの分の予算の分には含まれておりません。

委員(是枝綾子議員)

おりません、ですか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

含まれておりません。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

1,100万円というのは既定予算の話ですかね、すみません、1,100万円というのは。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

当初予算で組んでおります既定の予算でございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

既定予算で忠岡町は既に1,100万円、予算を組まれていて、インフルエンザですね。で、あと今回200万円ですね、補正で忠岡町の財源としては200万円で、だから1,300万円ぐらい忠岡町が支出をするという予算になっていると。で、大阪府は330万円という、そういう計算でよろしいでしょうか、内訳で。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

今回の大阪府がする住民さんの自己負担の1,000円分につきましては、今回、補正で歳出及び歳入で上げさせていただいているとおりでございますので、もともと当初で組まさせていただいてる分につきましては、補助金というのが府・国というのはございませんので、交付税で3割程度見てるというふうなところは言われているところではございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

テレビで見ますと、大阪府が1,000円、自己負担なしでいけますというふうに、あの映像を見たら大阪府がみんな全額出してくれてるんだというふうに思ってしまう方が多いと思うんですが、実際は大阪府はこの補正予算を含めて330万円と。忠岡町は1,300万円出していると。もちろん交付税算入されて、3割程度見てくれているというものの、そのうちの7割は忠岡町が出してるということになるわけですから、やはりこの負担の比率というのが、公衆衛生には大阪府も忠岡町も、行政がやっぱり責任を持たないといけないということで事業としてやらないといけないんですが、大阪府の負担があまりにも少ないのではないかというふうに思います。これはどこの市町村も同じなんですね。忠岡町だけがやっているんじゃなくて、どこともインフルエンザのワクチンの接種、市町村がかなり支出をしてやっているということですので、これはやっぱりもう少し大阪府の負担を、これだけみんなが府下的にはほとんどの市町村でやってますので、やっぱり府として

ももう少し負担をしてもらう、府の事業としてやるんだったらもう少し財政負担を求める ということが必要ではないかと思います。

ということで、330万だけではちょっといかんぞということで、近隣の市町村と協力して一緒に、大阪府にこのインフルエンザ、公衆衛生について、一緒に共同でやはり事業していくんであれば、もっと府としての支出が必要ではないかというふうに求めていくお考えはございませんでしょうか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

このインフルエンザもそうですけども、全体的にこの予防接種の事業というところにつきましては、高齢者の方の分につきましては交付税が3割程度と。子どもの定期の予防接種というのがほとんどなんですけども、その分につきましても9割程度、交付税で見てるというふうに言われているところでございますので、全体的に例年、町村会等を通じまして、全体的として、この予防接種事業につきましては要望しているところでございますので、また何か機会がございましたら要望してまいりたいと考えているところでございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

市町村会を通じて国のほうには要望はされていらっしゃるということですが、これは大阪府の事業としてこのインフルエンザの予防接種についてのやはり財政をもう少し大阪府が負担するということを求めていくことについてはどうですかというふうにお聞きしてるんですけれども。大阪府に要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康こども課(谷野彰俊課長)

現状、今のところ考えているところはございませんけども、機会があれば、また他団体とも確認し合いながら考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ということで全ての、ほとんどの府下の市町村でこの事業をやっていますので、これは もう府としてやっていくという段階に来ているんではないかと思いますので、ぜひ大阪府 に積極的に要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

3つ目が終わりました。

4つ目ですけれども、4つ目は先ほど、すみません、勝元委員もおっしゃられた町民運動場の光熱水費の分でありますが、漏水であったということでありますので、その分について、漏水が分かったというか、時点というんですかね、それまでの水道とかそういったことについての点検体制については、どこが、社会教育がやっているのか、それとも、水道課がなくなってしまったので、どこがこの水道なり施設の管理、点検をすることになっているんでしょうか。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

管轄は生涯学習課となっていまして、テニスコートの水道につきましては、あの地域、 岸和田市の水道企業になっていまして、特に漏水とかそういうのでなければ、特に定期的 な点検は今のところ行っておりません。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

施設が老朽化しているということで、今後管理、点検をきちっとしていくということが 必要な施設だと思います。

で、ここのテニスコートの整備というんですかね、一応いろいろ管理については連盟のほうに委託をされていらっしゃるんですかね。ちょっとよく分からないんですが、そういった施設に関しての分までは委託はされていないと思うんですけれども、そこは施設はやっぱり生涯学習課が点検をしないと、管理点検をしないといけないと思いますので、その点検体制についてはどのようになっているんですか。月に1回見に行くとか点検するとか、年に1回とか、何かそういうマニュアル化ですね、何かされてますでしょうか。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

特にマニュアル化はしておりませんが、何か事があるたびに、すぐに確認には行っておりますので、その際にいろんな、ほかの部分もちょっと見てる状況ではありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

何か事あるごとには、行っているときに漏水が発見されたということでしたか。なんですかね。そしたら。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

この漏水の分につきましては、岸和田市から請求が来て分かったものでございます。それまで漏水があったというのは全然分からなく、請求額が高額であったため発覚したものでございます。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。はい。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

今後、こういった施設の点検ですね。きちっと年に1回なり月に1回なり、何かきちっとする体制もぜひ取っていただいて、早めにこういうのが発見できるようにということでしていただきたいと思いますが、いかがですか。その点はどうでしょうか。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

畑中課長。

生涯学習課 (畑中孝昭課長)

そうですね。できる限りは確認はしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

よろしくお願いします。

委員長(前川和也議員)

他に、ご質疑ございませんでしょうか。

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

先ほど是枝委員のおっしゃった民間こども園の処遇改善の件なんですけど、これ確認なんですけど、賃金改善3%というのはベースアップということでいいんですね。基本給のベースアップの3%でいいんですね。

教育みらい課(森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課 (森野英三課長)

そのとおりでございます。

委員(三宅良矢議員)

これの対象者の人数というのは、ほぼ町内全員の民間こども園の従業員さんでいいんで すね。パート、アルバイトさんも含めて。

教育みらい課(森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

はい、お見込みのとおりでございます。

委員(三宅良矢議員)

次に、すみません、インフルエンザワクチンの定期接種の件なんですが、これ、対象というのは全住民でよろしかったですよね。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

基本、65歳以上の高齢者の方は定期接種でありますけども、希望者が受診、接種された方についての府の1,000円負担というところでございます。60歳以上の心臓の疾患がある方であるとか機能疾患がある方についても対象になっているところでございま

す。

委員(三宅良矢議員)

分かりました。65歳以上ということで。ありがとうございます。結構です。

委員長(前川和也議員)

他に。勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ごめんなさい。確認で。さっきの民間保育園のところで、ちょっと今回特に聞かしていただいているんですけど、補助金ね、感染症対策もそうですし、民間の認定こども園の感染予防対策事業と2つ補助、出てますでしょう。これ、補助金ね、お渡しするのはいいんですけど、その後、この補助金で、こういうものに使ってくださいねって、用途決まってるじゃないですか。そこら辺も含めて、適切に使われてるかという、その後、公費の使われ方の点検というのはどういうふうにするのかとか、そこら辺ちょっとお聞かせいただけますか。

教育みらい課 (森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

そちらにつきましては、実績報告の際に購入した領収書等々、必要経費を支出した根拠となる資料を添付していただくようにしておりますので、その中で確認をさせていただいております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

それは何か領収書とか支払いの明細書的なものの原本提出義務とか何かあるんですか。 そこら辺は町でルール化してるのか、補助金そのものの事後、精算じゃないですけど、確認のルール的なところをちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長 (前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

そちらにつきましては要綱のほうで定めさせていただいておりまして、添付していただいているという状況になっております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

教育みらい課(森野英三課長)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

その要綱って町の、府の。町の要綱、分かりました。ありがとうございます。

委員長(前川和也議員)

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(前川和也議員)

続いて、討論を行います。討論はございませんでしょうか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(前川和也議員)

異議ないと認めます。

よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

委員長(前川和也議員)

続きまして、議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号) についてを、担当課より説明をお願いいたします。

保険課(泉 亜希課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

議案書の111ページをお願いいたします。議案第60号、令和4年度忠岡町国民健康 保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算に関する説明書の10ページをご覧ください。今回の補正は、令和3年度の収支確定に伴う決算剰余金の処分、令和4年度社会保障税番号制度システム整備費補助金に係る

歳入予算の計上及びそれに対応する事務費等繰入金の歳入予算の減額、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金関連経費の増額、並びに過年度分の国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金及び災害等臨時特例補助金の精算に伴う歳出予算の計上を行うものです。

内容につきましては事項別説明書によりご説明申し上げます。

では、議案書の111ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,076万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,740万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別説明書によりご説明申し上げます。

議案書の115ページをお願いいたします。歳入につきまして、第1款 第1項 国民健康保険料、第1目 一般被保険者国民健康保険料で、補正額13万9,000円の減額は、現年分保険料でございます。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 制度関係業務事業費補助金で、補正額1万9,000円の追加は、社会保障税番号制度システム整備費補助金で、10月に保険証を一斉発送した際のマイナンバーカードの取得勧奨チラシの同封に係る経費分の計上でございます。第4款 府支出金、第1項 府補助金、第1目 保険給付費等交付金で、補正額100万円の追加は特別調整交付金で、傷病手当金を歳出において追加する分に合わせた歳入の計上でございます。第6款、繰入金 第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で、補正額12万円の追加は、内訳といたしまして保険基盤安定繰入金が補正額13万9,000円の追加、事務費等繰入金が補正額1万9,000円の追加は、前年度繰越金でございます。

次に、議案書117ページをお願いします。歳出につきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、社会保障税番号制度システム整備費補助金に係る歳入に伴い、一般会計からの事務費繰入金が減額となることによる1万9,000円の財源更正でございます。第2款 保険給付費、第1項 第1目 傷病手当金で、補正額100万円の追加は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金でございます。第6款 第1項、基金積立金、第1目 国民健康保険事業財政調整基金積立金で、補正額715万5,000円の追加は、国民健康保険事業財政調整基金積立金で、補正額715万5,000円の追加は、国民健康保険事業財政調整基金積立金でございます。第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金で、補正額261万2,000円の追加は、国庫支出金精算返還金、災害等臨時特例補助金精算返還金の、補正額157万7,000円の追加ほかでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 委員長(前川和也議員)

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

2点あります。まず傷病手当金のことについてと、あと、2点目が積立金のことについてです。

まず1点目の傷病手当金、歳出の117ページのところですね。100万円追加補正されています。これについては、11月22日現在までで15件の申請が出ているというふうに聞いております。今後、これから第7波、第8波に備えてということで100万円追加補正されているということでありますけれども、まずその中でこの財源について、傷病手当金は国の制度ということですので、国10分の10、財源が確保、担保されているということでよろしいでしょうかという点と、あと、府の支出金ということでありますが、これは特定調整交付金、国保の仕組みが大阪府に一旦来て、そこから配られるということで、府の支出金と出てますけれども、これは本来は国から来ているお金というふうに思ってよろしいでしょうか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

1点目のご質問でございます。この傷病手当金というものにつきましては、10分の10国からの補助という形になっております。ご指摘いただきました府支出金からの歳入という形でございますが、大阪府が国から一旦受け入れ、それを市町村に分配されるというような形の流れとなっております。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

国費というものだということが分かりました。10分の10ということも分かりました。 忠岡町の負担が要らない部分ということになっております。

この傷病手当金は、コロナに感染をして、そして休業というか仕事ができなかった間の

保障ということですが、これは雇用されている方、給与所得の方のみということになっております。その方以外の、フリーランスであったり一人親方という方については何ら保障がありません。国民健康保険料は皆同じように、所得やその加入者の人数によって決められて、同じように支払っているのに出ないと、コロナに感染して休んで収入がないというフリーランス、アルバイト、一人親方、そうした事業主の方、そういった方々に忠岡町独自でやはりしていくべきでないかということですが、そのようなお考えはございませんでしょうか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

個人事業主の方の皆様につきましては、休業期間ですとか収入が減る状況が多様となっておりまして、その支給額の算出が難しいため、現在のところ対象とさせていただいておりません。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

全国でこれ、問題になっているんです。感染が拡大しましてね。で、独自に出していらっしゃるところは傷病手当金ということではなく、給付金というかね。定額の収入が幾らあるとかそういったことは関係なしに、そういう給付金という形で定額でそういう制度をつくって出しておられるところもありますが、そういういろんな方法で支出は可能ではないかと思いますが、忠岡町独自に、やはり忠岡町、これ全然傷病手当金、この雇われている方の、でも国保に入っているという方については1円も出さなくてもいいということですので、そしたら事業主の方について、忠岡町は感染者もね、やはりこの泉州地域は多いですので、大阪は多いですので、やはりお困りの方もいらっしゃると思います。独自に出すということも検討することはしていただきたいと思いますが、そういったお考えはございませんでしょうか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

現在のところ本町において独自のという分については難しいと考えております。ただ、 そういうふうに議員おっしゃっていただきましたように、住民の皆様のそういうお声につ きましては、また機会を見て、本町からも引き続き大阪府に対して要望してまいりたいと いうふうには考えております。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

大阪府のほうに要望もして、制度として府として独自にやっていただきたいということは要望していただきたいと思いますが、忠岡町の国保の財政ですね。会計、次のページの2点目の質問ですけれども、積立金ですね。国保の基金積立金に715万5,000円、お金、余ったんで積み立てるんですけれども、これを積み立てる、715万5,000円積み立てることによって現在の基金残高、国保の会計の基金残高というのはお幾らになるでしょうか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

この715万円を積み立てる前のもので、11月25日時点で残高は6, 263万1, 436円となっております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

積み立てる前の11月25日時点、6,263万もあるんですね。そこに700万足すと7,000万円近い基金残高となるということで、これは、私たちは国保料引下げに使うようにと求めておりますが、忠岡町が国保料引下げには使わないという条例をつくったがために使えないということで、どんどん積み増しされて、どんどん増えていっているんですね。毎年2,000万ずつ増えております。ということで使いみちがないね。どんどん積み立てるばかりのそういう基金の状態になっている。黒字になっても基金に積み立てる。大体そのようなお金があるのであれば、今現在コロナで苦しんでいらっしゃる、仕事がいかなかったらフリーランスの方なんか、仕事しなかったら、できなかったら収入ない

です。保険料、でも払わないといけない。本当に大変だと。生活を支えるためにやはりこういった国保の基金ですね。 7, 000万円弱を活用して傷病手当というか休業に対しての給付金ということを考える財源はあるのではないでしょうか。可能ではないでしょうか。その基金をそのように使うということは可能ではありませんか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

基金につきましては令和元年度の条例設置以降、積み立てが進んでおる事実はございます。令和6年度の完全統一以降につきましても国保運営につきましては突発的な収支の不足ですとか、あと赤字の状態になるとか、そのような場合の不測の事態等の備えとして一定の残高の確保は必要なものと考えております。基金を任意給付の財源とすることにつきましては、条例上定められた目的の範囲外となりますので、現在のところ議員もおっしゃっていましたように対象外とはなってございます。

ただ、国民健康保険の都道府県化に伴いまして基金の活用も大阪府下での統一の基準に沿った形で実施されることが前提となっております。大阪府の運営方針におきましても、その基金の繰出しを行うことができるケースというのは現状限定されていることとなっておりまして、しかしながら大阪府につきましてもその基金の有効な活用の仕方などにつきましてはこちらからも意見を伝えまして、このような状態に陥っているというのは以前からも、私たちもそうですし大阪府下の他市の市町村においても強く要望させていただいているんですね。ただ、大阪府のルールにのっとるとそれがなかなか私たちのしたいこととちょっとずれてしまうという状況も起こっておることは事実でございます。その分につきましては今後につきましても引き続き強く要望を上げてまいりたいというふうに考えております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

大阪府に対して強く要望していただいているということは分かりました。しかし、ここでちょっと大阪府がもう国保運営方針というものをね。これが非常に内容が悪いというか、市町村に対してもこうしなさいということでしているんですけれども、国保、国民健康保険の事業は、事業主体はどこですかね。忠岡町じゃないですか。事業を行う主体は、保険証に忠岡町国保って書いてありますね。忠岡町じゃないんですかということで。

保険課(泉 亜希課長)

そうですね。大阪府のほうの運営方針に基づいて行っておるのは本町でございます。

委員(是枝綾子議員)

そうですね。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

大阪府が国保の運営方針を決めているけれども、事業主体は忠岡町なんですよ。保険証を見てもそう書いてありますので。それなのに忠岡町がやりたいということをできないようにしているということ自体が法律上どうなのかということになります。ということで大阪府に対して、その基金の使い道については市町村独自で使えるようにという要望はしていただいているということですので、引き続き使えるようにということで要望もしていただき、今の現在の基金条例の範囲内で町長が認めるものとかいうふうな項目があるかと思いますが、そういったことを活用してやはりコロナで今苦しんでいる、困っている方々を救済するという、そういったことをやはり忠岡町独自でできることはないかということで、これだけ6,000万、7,000万も基金が余ってあると。今すぐこれが緊急突発的な支出がもうちょっと、将来もすぐ来るとか、赤字になった場合にとか、赤字になりませんよ、今のところ高いですから。そういったことがないという状況がある中で、やはり町独自での努力ということもぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

そうですね。大阪府としましては統一基準に向かって、今全庁的に進めておるところで ございますので、できる部分につきましては今後もそのように考えてまいりたい部分はご ざいます。大阪府にも意見を伝えながら今後も努めてまいりたいというふうに考えており ます。

委員長 (前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

よろしくお願いいたします。以上です。

委員長(前川和也議員)

他に、ご質疑ございませんでしょうか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(前川和也議員)

続きまして、討論を行います。討論はありますでしょうか。 反対はないですね。

(な し)

委員長(前川和也議員)

じゃあ是枝委員、どうぞ。

委員(是枝綾子議員)

国保会計の補正予算について意見を申し上げます。

国保料は大変高い。コロナ禍の下、生活も大変、またコロナにかかって収入も減っているという、そういった方々がいらっしゃる中で、先ほども質疑の中でもご指摘いたしましたが、今回出ている傷病手当金というものについてはやはり対象者を町独自で、フリーランス、事業主の方にも対象を広げるということが求められていると思います。同じ保険料を払っているのにこれだけ差別をされるということは大変、制度としてはおかしいと思います。

また、積立金が6,263万1,436円あるところに、さらに今回補正で715万5,000円積み立てるということですから、7,000万円近くの積立金になるということで、なかなかこれが使われないでたまっていく一方ということであるならば、この積立金ですね。国保基金を活用してすることも可能ではないかというふうに思います。

そういった努力も求めまして、賛成やむなしということで意見を申し上げておきます。 委員長(前川和也議員)

他にございませんか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

これにて討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(前川和也議員)

異議なしと認めます。

よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

委員長(前川和也議員)

続きまして、議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを、担当課より説明を求めます。

高齢介護課(武藤優子課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

議案書の119ページをお願いいたします。議案第61号、令和4年度忠岡町介護保険 特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

お手元にご配布しております予算に関する説明書の11ページを併せてご覧ください。 今回の補正予算は、介護保険システムを機能拡充するに当たり、国の介護保険事業費補助 金の交付が確定したことに伴う財源内訳の更正でございます。

それでは、今一度、議案書119ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書122ページをお願いいたします。歳入でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第9目 事業費補助金で、補正額475万7,000円の追加は、介護保険システム改修に係る事業費補助金でございます。第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第5目 その他一般会計繰入金で、事務費繰入金475万7,000円の減額は、介護保険システムの改修費用が国の事業費補助金の交付対象になったことによる繰入金の減額でございます。

次に、123ページをお願いします。歳出でございます。第1款 総務費、第3項 第 1目 介護認定審査会費で、介護保険システムの改修費用が国の事業費補助金の対象になったことによる財源構成の変更でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

今回の補正は1件だけで、介護保険のシステムの改修の補助金が来たから財源更正をするということでありますが、このまま見ると何の変哲もないようなものに見えますが、実は重大な問題がここにあるというふうに思います。

このシステム改修の中身、お聞きすると、医療と介護の、その情報を共有できる、一体

化して使えるという法改正が2年前に行われたので、令和2年4月から施行された法律で それができるようになったと。それに伴って今事業が忠岡町でも進められていくというこ とになっているということでありますが、これですね、今まででしたらこの法律が施行さ れる前は医療と介護の所有している情報というものは、本人同意なくても一体的にもう活 用することができたんでしょうか、それ以前は。

高齢介護課(武藤優子課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

この法改正の前まではできないものでございました。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ということで、その個人の病気ですね。どういう疾病を持っているかという、医療のほうでのレセプト等で把握していらっしゃるその情報が介護保険のほうに、それをデータを共有して、そしてそれを、国のほうがそれを出してデータを集約するんですね。国がね。それで研究していこうということで医療費の抑制、介護費用の抑制のためにされるということなんですが、それを実際にするのは国は直接しません。忠岡町がしますということで、その活用の方法について、今後忠岡町が保健事業としてこの2つを一体化して進めていくということですが、忠岡町としてはどのようにそれを活用、利活用しようとしていらっしゃるんでしょうか。ただ、国にそのデータを上げるということではなく、どういう利活用をして、それが国のほうにどのように上がっていくのかというところについてちょっとお教えいただきたいと思います。

高齢介護課(武藤優子課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

まず、この改修に係る部分での情報なんですけども、介護保険の認定の際に医療保険の番号が必要になるというものなんですけども、そこで医療保険と介護認定の最終の結果を突合させることで、こういった疾病とか身体状況ですね。既往歴等ある方がこういった要介護認定を持つというのがデータとして集約していきまして、既往歴等からこの状態がこういうふうに生活していくと、こういう介護状態になるんだというところの知見が確立されましたら、今後、重症化する前にアプローチの方法、医療ですとか予防のケアですね。

そういったところに役立てることができるのではないかというところが根本の考えにございます。

私どもとしましては、こちらの統合された、突合させた情報をもとに、また健診の案内ですとかいろんな各種講座、教室のほうなど案内いたしまして、重症化する前に健診の結果などから、健康寿命を延ばすためにはどうしていったら今重症化せずに健康に過ごしていただけるのかというのを住民の皆様と考えるためにアプローチしていくために使うものでございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

担当課のほうとしては住民の方の健康寿命を延ばすために、よかれと思ってというふう にしてやっていらっしゃると思うんですけれども、住民にとってはどうなのかと。それ が、今まででしたら、2年前まででしたらそれは勝手にできなかった、本人同意がなかっ たらできなかったものなのに、本人同意なしにそれがもうちょっと、行政のほうでされて いくと。で、ある日突然、「あなた、糖尿病の講座、受けに来なさい」と言って急に来た 場合に、「あれっ」とかって、「何で私が糖尿病の予備軍って分かるんだろうか」と、び っくりしますよね。「いや、何でやろ。みんなに来てるんやったらええけど、私のとこだ け来てる。いや、私の情報、漏れてないだろうか」というふうに、やっぱりびっくりする ということもありますし、私の病気のそういう病歴は、やはりそのデータは誰のものかと いうと行政のものじゃなくて、その個人のものなんだというふうなものが、皆さん今まで はそうだったんですが、勝手にこういう方はこうなりますよということで、プロファイリ ングがその部分でされてしまうということで、「いや、私はそんな悪い人間じゃないの に、この人は怠けてこうなっている」というふうに見られてされているというふうにされ た場合に、自分のと違うプロファイリングをされているという、そういう嫌な思いをする ということも起こってくるということなので、これを進める上では、やはりこういう制度 になったということで、多分介護保険の要介護認定を申請した方ということに限定されて されていくものであれば、そのときに本人に「保険証番号を書け」というふうに何か欄が あるらしいんですけども、そのときにきちっと説明をして、「こういう情報が行くことも あります」という説明はやはりしないと、突然いろいろ勝手に行政のほうで使われてとい うふうなことにならないように、きちんと説明はするべきではないかというふうに思いま すが、説明を受けても分からないとは思いますけれども、やはり本人の同意なしにそうい うことがされるという法改正がされてしまったらあれなので、それは丁寧にやはり説明も するべきでないかというふうに思いますが、その点についての窓口での申請時に当たって

の、そういうこともありますという、ちゃんと説明をするということが1つと、それについてはどうなのかということと、要介護認定の申請をした方のみが突合されるのか、それ以外の高齢者の方全部に関して、何かこういう、介護やからね、申請主義やから申請しなければ介護保険のほうで情報はできないんですが、その介護保険、申請しない方についても何かデータ利用がされるのかということについてはどうなんでしょうか。

高齢介護課(武藤優子課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

まず1点目の認定の申請の際の説明ということなんですけども、申請の際にやはりなかなか書くのが難しいということもあるので、窓口に来ていただいたりお電話いただいたりした方には丁寧には説明をさせていただいておりまして、その中でこちらの内容ですね。認定に係る内容については介護保険事業の適切な運営のために忠岡町から関係機関に情報を出しますということで最後に同意を頂く欄がございまして、こちらのほうで一度説明はさせていただいております。

認定を持っている方以外の部分なんですけども、国民健康保険ですとか後期高齢者医療のほうですね。レセプト等々の情報の共有がございます。そちらについては特定健診等の申請の際には一言入れさせていただいているんですが、保健事業では使用させていただくということで一旦お断りをさせていただいておりまして、その保健事業が一体化でのアプローチというところになりますので、ご説明をさせていただいているというところでご理解いただけたらと思います。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

要介護認定の申請をする際に、一応同意は得ると、同意を得る欄、同意は得るというところはまだ残っているわけなんですね。同意はされるということなので、そこで説明をすると。同意しなければ、じゃあ申請を受け付けないのかとか受けられないのかという点が問題になってくると思うんですが、その点についてはどうなっているんでしょうか。同意しないと要介護認定を受け付けませんということになっているんでしょうか。

高齢介護課(武藤優子課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

その情報の共有の部分で同意しないからといって申請を受け付けないものではないんですけども、こちらの同意につきましてはその介護サービスを受けていただく際にケアプランという介護の計画を立てる必要があるんですけれども、その際ケアマネジャーさんですとか関係医療機関に情報を流す必要がございますので、そちらについても含めて同意を頂いているものになりますので、結果としてちょっと本人さんの必要なところに含まれているというものにはなっております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

その際にも情報の取扱いについてはきちんと適切にということで、勝手にいろいろされないということについては、行政としてはきちっとしていただきたいということはお願いしたいと思います。一応、同意がなくても申請は受け付けられるということが分かりました。やはりそういうものだということで、情報は個人のものだということで、その取扱いについてはやはり慎重に行わなければいけないということはぜひ、漏洩さえされなければ、漏れなければいいんだじゃなく、やはりそういうことを使われているという立場の住民のこともよく理解していただきたいと。その上でするということと、あと本人同意は必ず取っていただきたいということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうかね。

高齢介護課 (武藤優子課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

そうですね。この突合に取り扱う情報ですね。非常に個人的なプライベートな情報であることは重々こちらも認識しておりまして 厳格な取扱いが必要なことも承知しておりますので、情報の利用に当たって最大限の注意をして利用してまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

情報の取扱い、忠岡町内については分かりました。これが、その方についての評価ですね。一体化でこの方がどうだという評価をした、そのデータというものは、情報は国のほうにやはり集積されていくんでしょうか。すみません、その点、その情報は忠岡町でとどまるものなのか。

高齢介護課(武藤優子課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

武藤課長。

高齢介護課(武藤優子課長)

国民健康保険の特定健診ですとか後期高齢者医療の健康診査の結果につきましては、府ですとか、あと国のね、日本中がどうなってるかという分のデータには流れていきます。ただ、一体化の事業の内容につきましては、住民さんからいただくそのデータの内容につきましては、私たち本町といたしましての10年後、20年後の医療費ですとか、要介護度の、元気なお年寄りを増やすために事業として扱っていくものになりますので、今のところはそれを広域連合ですとか国のほうにそのデータを使って何かを上げるというふうには、今のところ考えてございません。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。この一体化の法律の範囲内ではそのデータは、忠岡町のほうから国のほうに上がっていくということはないのかもしれないんですが、今後自治体DXとかがもう実施されていき、そして情報、個人情報の利活用ということがその後待っておりますので、そういった事態になるとやはり匿名化、暗号化されておるとはいえ、情報が、提供を求められたら民間にも提供していかなければいけないというふうにもなっていくということで、非常に健康産業や医療、介護保険の会社からしたらおいしい情報だなというふうになっていくというふうになるので、やはりその情報については非常に今後注意をして、私たちもいかなければいけないなというふうに思いますが、現段階ではこの国の法改正に関してではそのデータ、忠岡町で検討された、一体化でされたデータについては国のほうには上がっていかないということは確認できましたので、分かりました。

委員(前川和也議員)

他に、ご質疑ございませんでしょうか。

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません。ちょっと今の是枝委員のお話の個人情報の部分で1点ちょっと確認したいんですけど、医療データを最終的に集約して、ビッグデータというかね、それで今後の健康寿命を延ばすとか医療費削減につなげていきたいという目的があるという、そこは分かるんですね。それで、医療データの個人情報の集約の仕方なんですけど、どこそこの誰々さんは、例えば糖尿病だというその情報と、氏名を特定しなくて、個人を特定しなくて、糖尿病疾患のある人はこういう特性があるというデータの集約の仕方やったら違うじゃないですか。多分今後につなげていきたいというのは、多分後者のほうかなと思うんですけど、実際このシステム改修でされるデータの集約、医療情報の集約というのは、今言った個人を特定した、氏名とかどこの誰かというところまで特定した個人情報の集約をするのか、それとも、どこの誰かは特定しなくて、どういう特性があるとか、そこの部分の欲しいデータの抽出だけをするパターンの個人情報の抽出、集約の仕方なのか、どっちなんですか。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

すみません、一体化部分につきましてのデータの収集につきましては、今議員おっしゃいましたように個人に絞ったものも可能ですし、あと町全体の統計を取るという部分につきましては、例えば心疾患の方がかかった医療費のうち何%いてるとか、そういう抽出のかけ方も可能なんですね。で、その一体化のシステムの中身につきましては、おっしゃるように、その方個人に対して「もうちょっと生活をこういうふうにしたほうが、今後お体ね、悪くならないようになりますよ」とか、「一緒に頑張っていきませんか」とか、そういう分に使う場合につきましては、その個人の医療ですね。私たち、レセプトも扱いますので、何月診療分レセプトというので主たる疾患名も分かりますし、それに対して使ったお薬も分かります。なので内容につきましては、まだまだちょっと先の目標にはなりますが、お薬をいろんな病院からもらってしまう、よく似た効用のあるお薬をもらってしまっているお年寄りの方も中にはいらっしゃいますので、そういうピンポイント、その方に対してお声をかけたい場合というのは個人の分を使います。

で、忠岡町の5年後、10年後、まして20年後とか、そういう長いビジョンをもって 検討させていただきたい場合は、そのような全庁的な、疾患だけではないですけれども、 介護保険の認定の率と、あとは健診の受診率をつなぎ合わせて一緒に町全体どうかなとい う、そういうふうに見ることも可能なシステムにはなっております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

使い方によったら個人、ピンポイントで使うときは個人情報、誰それさんという特定してアプローチ、するのが必要やからやるけれどもということですね。多分そこは今までも特定健診の結果で、何か成人病の傾向のある人はもう教室ね、何かあれでしょう。「来てください」とか、多分保健センターとかでやってるのと同じ扱いですよね。だから、今後の医療費対策に生かしたいという部分で大きなデータを集約したいという部分についてはね、本来個人を特定する必要もないから、できるだけ誰か特定されへん形で情報の活用はしていっていただけたらいいなと思っています。もうそれで結構です。

委員長(前川和也議員)

もう答弁は結構ですね。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

12時まで5分前となりましたけども、もう終盤かと思われますので、このまま最後まで行きたいなというふうに思います。

他に、ご質疑ございませんか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(前川和也議員)

続きまして、討論を行います。討論はございませんか。

委員(是枝綾子議員)

賛成討論。

委員長(前川和也議員)

賛成ですか。反対はないですか。

(「なし」の声あり)

員長(前川和也議員)

では賛成の討論として、是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

介護保険のこの補正予算案についてですが、先ほどからも議論されているように、個人の疾病や介護に関しての情報を医療、介護保険事業という一体化で使える法改正に基づいて、このようなシステム改修が行われるということであります。で、情報としては忠岡町が一体化で活用した、利活用された情報については国のほうには上がっていくというもの

ではないということが確認されました。

あと様々な、介護保険の要介護認定の申請の際、また様々なそういう申請の際には情報がこのように活用されるけれどもというふうな説明はきちんとしていくと。本人同意がなしでこういったことが勝手にされるということではなく、同意も介護の分野においてはされるということでありました。今後、個人情報の取扱いについては慎重に、また本人同意が要るものについては同意も得ていただきたいということでご要望申し上げて、本補正予算については賛成といたします。

委員長(前川和也議員)

他に、ございませんか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第61号 令和4年忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(前川和也議員)

異議なしと認めます。

よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

委員長(前川和也議員)

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員会委員長報告を行いま すので、皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

その他、理事者の皆さんで何かございませんでしょうか。

教育みらい課 (森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

すみません、1点、東忠岡こども園整備工事に関連しまして、1点ご報告申し上げさせていただきます。

先日はお忙しい中、施設の見学のほう、お越しいただきまして誠にありがとうございま

した。引っ越し作業も無事終了しまして、10月11日以降、新園舎での生活ももう早や 2か月、落ち着いてまいりまして、子どもたちも元気に過ごさせていただいております。

現在、進捗状況としまして、東忠岡保育所部分の解体工事、行っております。解体するに当たりまして確認されておりましたアスベスト関連の除去作業は無事終了しておりまして、適正に処分をされております。また、今ご説明させていただいた内容につきましては近隣の住民様へ書面にて配布を予定しておりますので、申し添えさせていただきますので、よろしくお願いします。

それ以外の解体工事につきましては、令和5年の1月15日までを予定しておりまして、順次、外構、園庭等の工事へ取りかかってまいります。また、工事は遅れることなく順調に進んでおりまして、令和5年夏頃には完成の予定となっております。

報告は以上でございます。お時間ありがとうございました。

委員長(前川和也議員)

他に、理事者の皆さんで何かありますか。ないですね。

(な し)

委員長(前川和也議員)

委員のほうで、何か福祉文教に関することで、ありますか。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

三宅副委員長。

委員(三宅良矢議員)

小・中学校の黙食指導の件でちょっとお聞きしたいんですが、文科省から先月、11月に黙食指導は求めないという旨の、多分通達が下りてきてると思うんです。今の小学校、中学校の現状として、それを受けてか受けなくて、今どういう状況なのか、教えていただきたい。

教育部 (石本秀樹理事兼学校教育課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

石本理事。

教育部 (石本秀樹理事兼学校教育課長)

議員仰せのとおり、文科省から通知のほうございました。現在のほうは、これまでどおり感染予防対策を取った上で給食指導ということで、基本的には大きな声等、実際にはしないという形では指導のほうをしております。ただ、やはり冬になりましたらインフルエンザ等、で、実際まだコロナ禍という現状でございますので、引き続き感染予防対策を取った上で指導のほうを行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしま

す。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

副委員長。

委員(三宅良矢議員)

黙食指導は続けていくということですか。

教育部 (石本秀樹理事兼学校教育課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

石本理事。

教育部 (石本秀樹理事兼学校教育課長)

現状につきましては黙食指導という形で、感染予防対策をした上で実施のほうをしております。

委員長(前川和也議員)

副委員長。

委員(三宅良矢議員)

あと、こども園とか保育所に対してはどういうふうに考えていますか。これは小・中学校に対してだと思うんですけど、大体準用して保育所、幼稚園とかに移管するじゃないですか。どんな感じなんですか。

教育みらい課(森野英三課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

森野課長。

教育みらい課(森野英三課長)

保育所、幼稚園につきましては、可能な限りでございますが、小・中学校同様の対応を させていただいております。よろしくお願いします。

委員(三宅良矢議員)

分かりました。

委員長(前川和也議員)

ほかにございませんか。

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

新型コロナの発熱外来の休日とか、それについての分に、大阪府は設けていくということでありますけれども、追加議案で出てくるとはいえ、追加議案を待っていたらかなりち

よっと後の日程になりますので、泉大津の医師会との協議の状況とか、あと、いつ頃から 実施されるとかいう、今現在で分かっている情報についてちょっとお教えいただきたいん ですけれど。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

是枝委員の今の、これから年末年始を迎える分の発熱外来の体制整備の分につきましては、10月25日に大阪府知事より、市町村ごとの発熱外来の体制整備について要請があったところでございます。で、第7波では感染拡大によって発熱外来が逼迫し、冬に季節性インフルエンザと同時流行や第8波の到来を想定して体制の拡充が必要であるというところで、市町村と地区の医師会が主体となった発熱外来を設置するということの、発熱外来を設置するものでございます。

泉大津市医師会と泉大津市本庁と協議を行いまして、12月の中旬、12月18日ですけども、この日曜日から2月の、まだ今の現状、大阪府からの要請は1月15日までなんで、そこまでちょっと医師会と泉大津市と協議しながら、泉大津市内の医師、忠岡町内の医師とで、輪番制で体制を整備するという形で協議を行ったところでございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。じゃあ、12月18日の日曜日から開設されるという予定ということで すね。これは日曜日と祝日ということですかね。すみません、発熱外来は、輪番制は。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

もう既にこの年末年始と、今回の知事からの要請以前にも発熱外来されているところも ございますので、今回の分につきましては日曜日、祝日、それで年末年始の対応になって くるところでございます。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。ありがとうございます。

委員長(前川和也議員) ほかにありますか。

委員(勝元由佳子議員) 委員長。

委員長(前川和也議員) 勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、昨日、財政課長のほうともちょっとお話ししてたんですけどね。ごめんなさい、この間全協のときも言っていた資料の話なんですけど、議案資料ね、国保と介護保険のほうの特別会計のほうって、財政部局のほうとちょっと違うじゃないですか。それで担当課のほうでこの議案資料は作っているという話だったんで、今回、例えば配布資料の11ページなんか、介護保険のほうなんてほとんどないから、別にこんなんでもいいんですけど、要はどこから、国から府から歳入ね、幾ら来て、そのお金がどこにどう流れたかというのが分かりやすいように、例えば財政のほうやったら資料の8ページ、9ページみたいに財源内訳を書いてくれてるじゃないですか。だから流れが分かりやすいというか、歳入のこの金がどこにどう流れたかというのが、ざっと見たら分かるんで、できたら今後何かそういう幾つか複数項目があるときは、ちょっとできるだけそういうお金の流れ、ばくっとでも分かるような資料を作ってほしいなという話をちょっとしてたんで、今後、何かそこら辺、考えていただけたらと思います。

保険課(泉 亜希課長)

はい。

委員長(前川和也議員)

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

ご意見ありがとうございます。ちょっと改善を図ってみたいと思います。ありがとうご ざいます。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

資料の件なんですけども、各委員さんからいろいろ意見を頂くんですけれども、できたら議会の内部でちょっと意見をまとめていただいて、理事者側のほうに投げかけていただくほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長(前川和也議員)

では、それを引き取りまして、議会のほうで検討課題、議長もおられますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じたいと思います。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長(杉原 健士町長)

長時間にわたりまして貴重な審議、ありがとうございました。いろいろなご意見、頂きました。

点でとらえられず、いろんなことが出ていましたね。保育士等々の人件費の安さとかいうようなものもあります。町独自で何かやってくれへんかというようなことも言われてます。その辺も踏まえまして、基金を取り崩せという、担当課は崩したくないというような話もありますし、その辺は財政の安定化というんですか、財政の財源をどこから生まれさすかというようなところを考えていって、そういうところに住民サービスを持っていく、そういう方に補助をつけていくようなことを考えていけたらいいのかなと思います。

それも踏まえて、クリーンセンターの1人当たり3万6,000円とか、余分なお金を しっかりと切り詰めてやっていけばいけるんかなと思っているところでございますので、 その辺も踏まえながら皆様方とともに忠岡町、頑張ってまいりたいと思うので、よろしく お願いしたいと思います。

以上でございます。本日は誠にご苦労さまでございました。

委員長(前川和也議員)

ありがとうございました。

以上をもちまして福祉文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

(「午後0時07分」閉会)

以上、会議の顚末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。 令和4年12月7日

福祉文教常任委員会委員長 前 川 和 也

福祉文教常任委員会委員 是 枝 綾 子